

奈良県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、東室土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成三十年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	坂本 勉	葛城市東室二二九一六
〃	小橋 武	〃 一八七一三
〃	保川 隆之	〃 六一一
〃	吉田 晴紀	〃 三四
〃	坂本 剛司	〃 一一
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	河本 圭史	〃 一七六一六
監事	岡田 一郎	〃 二
〃	阪口 清美	〃 三一―二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	坂本 勉	葛城市東室二二九一六
〃	吉田 晴紀	〃 三四
〃	吉田 暁	〃 二七
〃	岡田 晴行	〃 一五
〃	吉井 正博	〃 三七
〃	保川 隆之	〃 六一一
〃	河本 圭史	〃 一七六一六
監事	岡田 一郎	〃 二
〃	小橋 武	〃 一八七一三